

(別紙)

森林経営計画制度運営要領（平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知）の一部改正 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>I 森林経営計画</p> <p>1 森林経営計画作成の援助 (略)</p> <p>(1) 森林経営計画の作成に必要な資料の提供 都道府県知事及び市町村の長は、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者から森林経営計画の作成に必要な資料について援助の申請があった場合には、個人情報保護に関する条例の定めるところに従い、森林簿、林地所有者台帳（森林の土地の所有者となった旨の届出制度の運用について（平成24年3月26日付け23林整計第312号林野庁長官通知）6に定める林地所有者台帳をいう。以下同じ。）、森林計画図その他の<u>森林経営計画</u>の作成に必要な資料を提供することとする。</p> <p>(2) 森林経営計画の作成の指導 都道府県知事及び市町村の長は、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者から森林経営計画の作成について技術上の指導援助の申出があった場合には、市町村森林整備計画及び森林の現況に基づき、その森林経営計画の作成に必要な指導を行うこととする。 また、<u>森林経営計画の対象とする森林</u>（以下「<u>計画対象森林</u>」という。）においては、市町村森林整備計画の達成に資する適切な森林の<u>施業及び保護</u>が長期的かつ持続的に実施されることが重要であることから、森林経営計画を長期にわたり継続して作成するよう森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に対して指導を行うこととする。 さらに、都道府県知事及び市町村の長は、小規模森林所有者の所有する森林であって、当該森林所有者が自ら森林経営計画に従って適切に森林の施業及び保護を実施できると見込まれるものについては、当該森林所有者に対し、他の森林所有者又は森林所有者</p>	<p>I 森林経営計画</p> <p>1 森林経営計画作成の援助 (略)</p> <p>(1) 森林経営計画の作成に必要な資料の提供 都道府県知事及び市町村の長は、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者から森林経営計画の作成に必要な資料について援助の申請があった場合には、個人情報保護に関する条例の定めるところに従い、森林簿、林地所有者台帳（森林の土地の所有者となった旨の届出制度の運用について（平成24年3月26日付け23林整計第312号林野庁長官通知）6に定める林地所有者台帳をいう。以下同じ。）、森林計画図その他の<u>計画</u>の作成に必要な資料を提供することとする。</p> <p>(2) 森林経営計画の作成の指導 都道府県知事及び市町村の長は、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者から森林経営計画の作成について技術上の指導援助の申出があった場合には、市町村森林整備計画及び森林の現況に基づき、その森林経営計画の作成に必要な指導を行うこととする。 また、<u>森林経営計画の対象とする森林</u>においては、市町村森林整備計画の達成に資する適切な森林の<u>施業や保護</u>が長期的かつ持続的に実施されることが重要であることから、森林経営計画を長期にわたり継続して作成するよう森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に対して指導を行うこととする。 <u>更に</u>、都道府県知事及び市町村の長は、小規模森林所有者の所有する森林であって、当該森林所有者が自ら森林経営計画に従って適切に森林の施業及び保護を実施できると見込まれるものについては、当該森林所有者に対し、他の森林所有者又は森林所有者</p>

者から委託を受けて森林の経営を行う者との共同により一体的かつ効率的な森林の施業及び保護を実施することを旨として森林経営計画を作成するよう指導することとする。

(3) 森林所有者に代わって森林の経営を行う者による森林経営計画の作成の推進

都道府県知事及び市町村の長は、自ら適切な森林の施業及び保護を実施することが困難な森林所有者が所有する森林については、森林の施業の集約化を図り、効率的な森林施業等を推進するため、意欲ある林業経営体や林業事業者への森林の経営の委託を働きかけ、当該委託を受けることにより森林所有者に代わって森林の経営を行う者による森林経営計画の作成の推進に努めることとする。

また、森林経営計画の作成を推進するため、その作成に当たっては、計画対象森林の調査、共同化についての調整も含め森林の経営に関して、専門的技術を有する森林施業プランナー等を活用するよう森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者を指導するものとする。

さらに、意欲ある林業経営体や林業事業者が森林所有者に対して行う森林の経営の受委託の働きかけを促進するため、都道府県知事及び市町村の長は当該林業経営体等の情報管理体制を勘案の上、個人情報保護に関する条例の定めるところに従い、森林簿、林地所有者台帳及び森林計画図の提供に努めることとする。

(4) (略)

2 森林経営計画の認定

森林経営計画の認定権者は、森林経営計画の認定に当たり、認定請求書及び森林経営計画書の記載事項及び添付書類に不備がある場合など法令等に定められた形式的要件に適合していない認定請求にあっては、速やかに当該請求者に補正を求めることとする。また、当該請求が法第11条第5項に掲げる要件のいずれかを満たしていないと認められる場合には、当該請求者に認定請求を取り下げ、当該森林経営計画の内容の修正を行った上で改めて認定請求するよう指導することとする。

なお、当該森林経営計画に火入れに関する事項が記載され、かつ、当該火入れをする森林が国有林野の管理経営に関する法律（昭和26

から委託を受けて森林の経営を行う者との共同により一体的かつ効率的な森林の施業及び保護を実施することを旨として森林経営計画を作成するよう指導することとする。

(3) 森林所有者に代わって森林の経営を行う者による森林経営計画の作成の推進

都道府県知事及び市町村の長は、自ら適切な森林の施業及び保護を実施することが困難な森林所有者が所有する森林については、森林の施業の集約化を図り、効率的な森林施業等を推進するため、意欲ある林業経営体や林業事業者への森林の経営の委託を働きかけ、当該委託を受けることにより森林所有者に代わって森林の経営を行う者による森林経営計画の作成の推進に努めることとする。

また、森林経営計画の作成を推進するため、その作成に当たっては、計画対象森林の調査、共同化についての調整も含め森林の経営に関して、専門的技術を有する森林施業プランナー等を活用するよう森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者を指導するものとする。

更に、意欲ある林業経営体や林業事業者が森林所有者に対して行う森林の経営の受委託の働きかけを促進するため、都道府県知事及び市町村の長は当該林業経営体等の情報管理体制を勘案の上、個人情報保護に関する条例の定めるところに従い、森林簿、林地所有者台帳及び森林計画図の提供に努めることとする。

(4) (略)

2 森林経営計画の認定

森林経営計画の認定権者は、森林経営計画の認定に当たり、認定請求書及び森林経営計画書の記載事項及び添付書類に不備がある場合など法令等に定められた形式的要件に適合していない認定請求にあっては、速やかに当該請求者に補正を求めることとする。また、当該請求が法第11条第5項に掲げる要件のいずれかを満たしていないと認められる場合には、当該請求者に認定請求を取り下げ計画の内容の修正を行った上で改めて認定請求するよう指導することとする。

なお、当該計画に火入れに関する事項が記載され、かつ、当該火入れをする森林が国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律

年法律第246号。以下「管理経営法」という。)第2条に定める国有林野に近接する森林であるときは、法第11条第6項の規定により当該国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、同意を得なければならない。この場合の「国有林野に近接する」とは、当該森林経営計画に記載された火入れをする森林の周囲1キロメートルの範囲内に国有林野がある場合である(森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。)第41条)。

さらに、市町村の長は、法第10条の12の規定により、市町村の求めに応じて林業普及指導員等(森林総合監理士を含む。)が森林経営計画の認定など市町村森林整備計画の達成に必要な専門的な技術及び知識を要する協力を行うこととされていることを踏まえ、同制度の積極的な活用を図ることとする。

#### (1) 認定請求の資格等

##### ア 森林経営計画の認定の請求をすることができる者の資格

森林経営計画の認定の請求をすることができる者は、法第11条第1項に規定する森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者すなわち当該森林を育成することができ、自ら森林の経営を行う者であるが、本制度の実施上問題となるケースについて、次のとおり運用を図ることとする。

なお、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者であっても、認定の請求をしようとする森林経営計画の始期においては自らその対象とする森林の経営を行う者である場合であっても、例えば、分収林契約の期間が満了する場合など計画期間中に自ら森林の経営を行わなくなることが明らかな場合は、当該森林について森林経営計画の認定を請求することはできない。ただし、この場合であっても、当該森林を育成することができることとなる者の同意を別途得て、自ら森林の経営を行う者となる場合には、当該森林経営計画の計画期間を通じた認定の請求をすることは可能である。

また、認定請求者は、自ら森林の経営を行う者である限り、任意団体(権利能力なき社団)であってもよいが、この場合、森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「令」という。)第11条第8号の団体となるよう指導することが望ましい。なお、認定請求に際しては、当該団体の構成員が所有する森林のうち

第246号。以下「管理経営法」という。)第2条に定める国有林野に近接する森林であるときは、法第11条第6項の規定により当該国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、同意を得なければならない。この場合の「国有林野に近接する」とは、計画に記載された火入れをする森林の周囲1キロメートルの範囲内に国有林野がある場合である(森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。)第41条)。

さらに、市町村の長は、法第10条の12の規定により、市町村の求めに応じて林業普及指導員等(准フォレスター研修の修了者を含む。)が森林経営計画の認定など市町村森林整備計画の達成に必要な専門的な技術及び知識を要する協力を行うこととされていることを踏まえ、同制度の積極的な活用を図ることとする。

#### (1) 認定請求の資格等

##### ア 認定請求者の資格

森林経営計画の認定の請求をすることができる者は、法第11条第1項に規定する森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者すなわち当該森林を育成することができ、自ら森林の経営を行う者であるが、本制度の実施上問題となるケースについて、次のとおり運用を図ることとする。

なお、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者であっても、認定の請求をしようとする森林経営計画の始期においては自らその対象とする森林の経営を行う者である場合であっても、例えば、分収林契約の期間が満了する場合など計画期間中に自ら森林の経営を行わなくなることが明らかな場合は、当該森林について森林経営計画の認定を請求することはできない。ただし、この場合であっても、当該森林を育成することができることとなる者の同意を別途得て、自ら森林の経営を行う者となる場合には、当該森林経営計画の計画期間を通じた認定の請求を行うことは可能である。

また、認定請求者は、自ら森林の経営を行う者である限り、任意団体(権利能力なき社団)であってもよいが、この場合、森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「令」という。)第11条第8号の団体となるよう指導することが望ましい。なお、認定申請に際しては、当該団体の構成員が所有する森林のうち

当該団体に森林の経営が委託されている森林の範囲を特定する必要がある。

(ア)～(カ) (略)

イ 計画対象森林の要件等

計画対象森林は、法第11条第1項並びに令第3条第1号及び第2号に定める一体として整備することを相当とするもの（以下「一体整備相当森林」という。）として認定森林所有者等（法第12条第1項の認定森林所有者等をいう。以下同じ。）が所有している森林及び森林の経営を受託している森林（認定森林所有者等及び認定森林所有者等に森林の経営の委託をした者以外の者と共有している森林を除く。）の全てであり、計画期間中に施業を実施する予定のない森林や保護のみの対象となる森林も計画対象森林となる。

このため、規則第33条第1号に掲げる場合に該当する森林経営計画（以下「属地計画」という。）のうち同号イの規定に該当する森林経営計画（以下「林班計画」という。）にあつては同号イに基づく小流域内の自らが森林の経営を行う全ての森林、属地計画のうち同号ロの規定に該当する森林経営計画（以下「区域計画」という。）にあつては同号ロに基づく区域（以下「一体整備相当区域」という。）内の自らが森林の経営を行う全ての森林、規則第33条第2号に掲げる場合に該当する森林経営計画（以下「属人計画」という。）にあつては自らが森林の経営を行う全ての森林は、当該森林経営計画の対象とする必要がある。

なお、林班計画又は区域計画については、それぞれ小流域内又は一体整備相当区域内において同一の森林経営計画の対象とすることができる」と認められる森林は、当該森林経営計画の対象とするよう指導することとする。また、森林経営計画の認定後、森林の経営の委託を受けること等により新たに要件に該当することとなった森林は、その時点で当該森林経営計画の対象とするよう指導することとする。

計画対象森林に係る令第3条及び規則第33条の運用は、次により行うこととする。

(ア) 林班計画の森林の面積の基準となる小流域は、尾根筋等の

当該団体に森林の経営が委託されている森林の範囲を特定する必要がある。

(ア)～(カ) (略)

イ 森林経営計画の対象とする森林の要件等

森林経営計画の計画対象森林は、法第11条第1項、令第3条第1号及び第2号に定める一体として整備することを相当とするもの（以下「一体整備相当森林」という。）として認定森林所有者等（法第12条第1項の認定森林所有者等をいう。以下同じ。）が所有している森林及び森林の経営を受託している森林（認定森林所有者等及び認定森林所有者等に森林の経営の委託をした者以外の者と共有している森林を除く。）の全てであり、計画期間中に施業を実施する予定のない森林や保護のみの対象となる森林も計画対象森林となる。

また、対象とする森林に係る令第3条及び規則第33条の運用は、次により行うこととする。

(ア) 規則第33条第1号に掲げる場合に該当する森林経営計画

天然地形や、森林の更新、立木の保護等に影響を及ぼす主風、積雪等の気象条件等の自然的条件及び林道、作業道、木材集積場等森林施業の実施に必要な施設の設置の状況からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出が一体として効率的に行われうる林班又は隣接する複数林班のまとまりをもっているものであることが必要である。

このため、計画対象森林は、一の林班又は隣接する複数の林班に所在することを要する。また、当該森林を含む林班のうち、市町村の長が認定に際して（認定権者が市町村の長以外の場合にあっては、規則第46条第1項の意見聴取に対する回答に際して）一体整備相当森林の面積に含めないこととして指定した森林（以下「計画的な森林の施業及び保護が困難な森林等」という。）以外のものの面積の2分の1以上（複数林班の場合にあっては、林班ごとでなく、複数林班の森林の全体の2分の1以上）の面積であることが必要である。

(イ) 区域計画の森林の面積の基準となる一体整備相当区域は、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出が一体として効率的に行われうる森林の範囲であることが必要である。

一の区域計画の対象森林は、一の一体整備相当区域に所在し、計画的な森林の施業及び保護が困難な森林等を除いて30ヘクタール以上の面積であることが必要である。

なお、市町村森林整備計画において、一体整備相当区域が定められていない場合は、区域計画を作成することはできない。

(属地計画)の森林の面積の基準となる小流域は、尾根筋等の天然地形や、森林の更新、立木の保護等に影響を及ぼす主風、積雪等の気象条件等の自然的条件及び林道、作業道、木材集積場等森林施業の実施に必要な施設の設置の状況からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出が一体として効率的に行われうる林班又は隣接する複数林班のまとまりをもっているものであることが必要である。

このため、森林経営計画の計画対象森林は、一の林班又は隣接する複数の林班に所在することを要する。また、当該森林を含む林班のうち、市町村の長が認定に際して（認定権者が市町村の長以外の場合にあっては、規則第46条第1項の意見聴取に対する回答に際して）一体整備相当森林の面積に含めないこととして指定した森林（以下「計画的な森林の施業及び保護が困難な森林等」という。）以外のものの面積の2分の1以上（複数林班の場合にあっては、林班ごとでなく、複数林班の森林の全体の2分の1以上）の面積であることが必要である。

(新設)

なお、現況において同一の森林経営計画の対象とすることができると認められる区域内的の森林は当該森林経営計画の対象とするよう、また森林経営計画の認定後、森林の経営の委託を受けること等により、新たに要件に該当することとなった森林は、その時点で当該森林経営計画の対象とするよう指

(ウ) 属人計画は、森林の経営の実施の状況からみて同一の者により、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合であることから、計画対象森林は一の者が森林の経営を行うこととされていることが必要である。また、その面積は、計画的な森林の施業及び保護が困難な森林等を除いた、認定請求者が森林所有者である森林が100ヘクタール以上であることが必要である。

なお、共有となっている森林において、他の共有している者から森林の経営の委託を受けて当該森林の全てにつきその立木竹の育成を行うことができる者が、単独で森林経営計画の認定の請求をした場合にあつては、共有となっている森林の面積に当該認定請求者の持分割合を乗じて得た値を当該認定請求者が森林所有者である森林の面積であるとみなすこととする。

(エ) 森林経営計画制度は、森林の施業の一層の集約化に向けて計画対象森林を拡大することが重要であり、また、同制度の実効性を確保するため認定森林所有者等及び認定権者の双方が計画対象森林における森林の経営の計画及び実行状況を的確に把握する必要があることから、計画対象森林が他の森林経営計画の対象森林と重複しないよう指導するものとする。ただし、次の場合は、この限りではない。

① 新たに林班計画を作成しようとする場合であつて、当該計画対象森林の中に既に作成された属人計画又は区域計画の対象森林が含まれており、当該森林を新たに作成しようとする林班計画に含めないことにより、当該林班計画が規則第33条第1号イの規定に定める基準に適合しなくなるとき。

② 新たに属人計画又は区域計画を作成しようとする場合であつて、当該計画対象森林の中に既に作成された林班計画の対象森林が含まれており、当該森林を当該林班計画から除外することにより、当該林班計画が規則第33条第1号イ

導することとする。

(イ) 一方、規則第33条第2号に掲げる場合に該当する森林経営計画（属人計画）は、森林の経営の実施の状況からみて同一の者により、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合であることから計画対象森林は、一の者が森林の経営を行うこととされていることが必要である。また、その面積は、計画的な森林の施業及び保護が困難な森林等を除いた、認定の請求をした者が森林所有者である森林が100ヘクタール以上であることが必要である。

なお、共有となっている森林において、他の共有している者から森林の経営の委託を受けて当該森林の全てにつきその立木竹の育成を行うことができる者が、単独で森林経営計画の認定の請求をした場合にあつては、共有となっている森林の面積に認定の請求をした者の持分割合を乗じて得た値を当該認定の請求をした者が森林所有者である森林の面積であるとみなすこととする。

(新設)

の規定に定める基準に適合しなくなるとき。

ウ 森林の経営に関する長期の方針の扱い

法第11条第2項第1号に規定する森林の経営に関する長期の方針については、規則第35条第1号及び第4号の規定により、40年以上の期間に係る森林の経営の基本方針並びに5年ごとの伐採立木材積、造林面積及び作業路網の延長その他の作業路網の設置に関する長期の方針を記載することとされている。

これは、計画対象森林において、市町村森林整備計画の達成に資する適切な森林の施業及び保護が長期的かつ持続的に実施されることを確認することを目的とするものであるから、当該森林経営計画を作成しようとする者に対し、直前の森林経営計画（以下「旧計画」という。）の終期からの継続性の有無を記載するよう指導するとともに、継続して作成されている場合は、旧計画に記載された長期の方針との整合性を確認することとする。 なお、森林経営計画は、継続的に森林経営計画を策定することにより持続的な森林経営を確保することを目的としていることを踏まえ、森林経営計画が継続的に作成されるよう指導することとする。

また、林班計画又は区域計画を共同して作成する場合にあつては、当該計画対象森林の周辺の森林の森林所有者又は当該森林経営計画を共同して作成する者からの申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する長期の方針を記載することとされている（規則第35条第2号）。

これは、林班計画又は区域計画を共同して作成する場合であっても森林の経営を行う者の単一化を進める方針があればその旨を明らかにさせるとともに、林班計画又は区域計画が当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による森林経営計画への参画を阻害しないことを確認するためのものである。

このため、林班計画又は区域計画の認定請求者は、当該森林所有者による森林経営計画への参画に協力する旨を記載するよう指導することとする。 なお、規則第35条第2号の森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林所有者とは、当該計画対象森林を含む林班内の森林所有者とする。

ウ 森林の経営に関する長期の方針の扱い

法第11条第2項第1号に規定する森林の経営に関する長期の方針については、規則第35条第1号及び第4号の規定により、40年以上の期間に係る森林の経営の基本方針並びに5年ごとの伐採立木材積、造林面積及び作業路網の延長その他の作業路網の設置に関する長期の方針を記載することとされている。

これは、森林経営計画の対象とする森林において、市町村森林整備計画の達成に資する適切な森林の施業及び保護が長期的かつ持続的に実施されることを確認することを目的とするものであるから、当該森林経営計画を作成しようとする者に対し、直前の森林経営計画（以下「旧計画」という。）の終期からの継続性の有無を記載するよう指導するとともに、継続して作成されている場合は、旧計画に記載された長期の方針との整合性を確認することとする。

また、規則第33条第1号に掲げる場合に該当する森林経営計画（属地計画）を共同して作成する場合にあつては、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者又は当該森林経営計画を共同して作成する者からの申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する長期の方針を記載することとされている（規則第35条第2号）。

これは、森林経営計画（属地計画）を共同して作成する場合であっても森林の経営を行う者の単一化を進める方針があればその旨を明らかにさせるとともに、規則第33条第1号に掲げる場合に該当して作成する森林経営計画（属地計画）が、計画対象森林を含む小流域内の森林所有者による森林経営計画（属地計画）への参画を阻害しないことを確認することを目的とするものであることから、当該森林所有者による森林経営計画への参画に協力する旨を記載するよう指導することとする。 なお、規則第35条第2号の森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林所有者とは、当該森林経営計画の計画対象森林を含む小流域

一方、属人計画については、当該計画対象森林を含む林班内の森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者の申出に応じて行う森林の経営に関する長期の方針を記載することとされている（規則35条第3号）。これは、属人計画が林班計画の作成を阻害しないことを確認するためのものであることから、属人計画の認定請求者は、当該林班計画の作成に協力する旨を記載するよう指導することとする。

#### エ 森林経営計画の記載事項

法第11条第2項第8号に規定する森林経営計画の記載事項については、規則第36条の規定により、計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るものの立木の樹高、森林の施業及び保護の共同化に関する事項、作業路網その他施設の整備に関する事項並びに主伐及び間伐の施業履歴とされている。

なお、一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画が既に作成されている場合は、当該森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的な森林の施業及び保護の実施並びに路網の設置及び維持管理に努める旨を記載するよう指導することとする。

また、規則第36条第1号ハの面積が著しく小さい森林とは、0.3ヘクタール以下の森林とし、当該森林に隣接している森林とは、当該森林との距離が20メートル未満である立木を含む一団の森林とし、認定請求者が自ら森林の経営を行わない森林を含むものとする。

#### オ 森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面の扱い

内の森林所有者とする。

一方、規則第33条第1号に掲げる場合に該当しない森林経営計画（属人計画）については、計画対象森林を含む小流域内の森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者の申出に応じて共同して森林経営計画（属地計画）を作成することに関する長期の方針を記載することとされている（規則35条第3号）。これは、規則第33条第2号に掲げる場合に該当して作成される森林経営計画（属人計画）が同条第1号に掲げる場合に該当する森林経営計画（属地計画）の作成を阻害しないことを確認するためのものであることから、当該森林経営計画（属地計画）の作成に協力する旨を記載するよう指導することとする。

なお、森林経営計画は、継続的に森林経営計画を策定することにより持続的な森林経営を確保することをねらいとしていることを踏まえ、森林経営計画が継続的に作成されるよう指導することとする。

#### エ 森林経営計画の記載事項

法第11条第2項第8号に規定する森林経営計画の記載事項については、規則第36条の規定により、計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るものの立木の樹高、森林の施業及び保護の共同化に関する事項、作業路網その他施設の整備に関する事項並びに主伐及び間伐の施業履歴とされている。

このうち、森林の施業及び保護の共同化に関する事項については、規則第33条第1号に掲げる場合に該当する森林経営計画（属地計画）を単独で作成する場合には、記載する必要がない。

なお、規則第36条第1号ハの面積が著しく小さい森林とは、0.3ヘクタール以下の森林とし、当該森林に隣接している森林とは、当該森林との距離が20メートル未満である立木を含む一団の森林とし、認定請求者が自ら森林の経営を行わない森林を含むものとする。

#### オ 森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面の扱い



規則第37条第1項第2号の規定により添付することとされている森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる書面とする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 認定請求者がアの(ウ)に示す森林の経営の委託契約により一定期間にわたり森林所有者に代わって森林の経営を行う者である場合 当該森林経営委託契約書の写し等

カ 森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面の扱い  
規則第37条第1項第3号の規定により添付することとされている森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面は、次の(ア)又は(イ)に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる書面とする。ただし、オに掲げる書面において、当該計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備に関し、委任を受けている場合など森林の土地の所有者の同意があったことが明らかとなる場合にあつては、当該書面をもって同号の書面に代えることができるものとする。

(ア)・(イ) (略)

## (2) 認定基準等

ア 規則第38条に規定する森林施業の合理化に関する基準及び規則第39条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準の運用は、次により行うこととする。

(ア) 規則第38条第3号(規則第39条において適用することとされる場合を含む。)に規定する「当該森林経営計画の期間内において間伐のために伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の100分の35以下」となっている旨の基準は、当該森林経営計画において間伐のため伐採することとされている森林ごとに適用する。

同号ニに掲げる要件に該当する森林には、計画期間内に樹冠疎密度が10分の8以上となる森林など市町村森林整備計画に定める標準的な間伐の方法に従って間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね5年を経過した

規則第37条第1項第2号の規定により添付することとされている森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる書面とする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 認定請求者がアの(ウ)に示す森林の経営の委託契約により一定期間にわたり森林所有者に代わって森林の経営を行う者である場合 当該森林経営委託契約書の写し

カ 森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面の扱い  
規則第37条第1項第3号の規定により添付することとされている森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面は、次の(ア)又は(イ)に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる書面とする。ただし、オに掲げる書面において、当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備に関し、委任を受けている場合など森林の土地の所有者の同意があったことが明らかとなる場合にあつては、当該書面をもって同号の書面に代えることができるものとする。

(ア)・(イ) (略)

## (2) 認定基準等

ア 規則第38条に規定する森林施業の合理化に関する基準及び規則第39条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準の運用は、次により行うこととする。

(ア) 規則第38条第3号(規則第39条において適用することとされる場合を含む。)に規定する当該森林経営計画の期間内において間伐のために伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の100分の35以下となっている旨の基準は、当該森林経営計画において間伐のため伐採することとされている森林ごとに適用する。

同号ニに掲げる要件に該当する森林には、計画期間内に樹冠疎密度が10分の8以上となる森林など市町村森林整備計画に定める標準的な間伐の方法に従って間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね5年を過した日

日における当該森林の樹冠疎密度が10分の8以上であることが確実であると見込まれる森林が含まれるものと運用して差し支えない。

(イ) (略)

(ウ) 本要領Ⅰの2(1)イ(エ)の①又は②に掲げる場合に該当し、林班計画の対象森林と属人計画又は区域計画の対象森林が重複する場合における当該林班計画への規則第38条第4号(規則第39条において適用することとされる場合を含む。)の基準の適用については、当該林班計画の対象森林から当該属人計画又は区域計画の対象森林を除いた部分に同号の基準を適用するものとする。

規則付録第2の算式のT1及びT2の「市町村森林整備計画において定められる間伐を実施すべき標準的な林齢・・・の差のうち最小なもの」とは、市町村森林整備計画において「平均的な間伐の実施時期の間隔」が定められている場合にあっては、当該「平均的な間伐の実施時期の間隔」(複数の間隔が定められている場合にあっては、その最小のもの)とする。なお、市町村森林整備計画において間伐を実施すべき標準的な林齢として一の林齢のみが定められている場合、標準伐期齢以上に係る間伐を実施すべき標準的な林齢について定めのない場合など、T1及びT2が定められない場合にあっては、T1については、一律で10(年間)、T2については、一律で15(年間)とする。

(エ)～(ケ) (略)

(コ) 規則第39条第2項第4号及び第5号に規定する複層林施業森林(択伐複層林施業森林を除く。)において実施される伐採とは、森林を裸地化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。

①・② (略)

また、同項第4号に規定する当該森林経営計画の期間内に

における当該森林の樹冠疎密度が10分の8以上であることが確実であると見込まれる森林が含まれるものと運用して差し支えない。

(イ) (略)

(ウ) 規則第38条第4号(規則第39条において適用することとされる場合を含む。)に規定する間伐のため伐採することとされている森林の面積は、法第12条第1項の認定森林所有者等ごとに適用し、一の森林経営計画において同号に規定する基準に適合していれば足りるものとする。

したがって、規則第33条第2号に掲げる場合に該当する森林経営計画(属人計画)の計画対象森林が、同条第1号に掲げる場合に該当する森林経営計画(属地計画)の計画対象森林に含まれている場合には、その計画的間伐対象森林に同条第2号に掲げる場合に該当する森林経営計画(属人計画)の計画的間伐対象森林の面積を含めないこととする。

規則付録第2の算式のT1及びT2の「市町村森林整備計画において定められる間伐を実施すべき標準的な林齢・・・の差のうち最小なもの」とは、市町村森林整備計画において「平均的な間伐の実施時期の間隔」が定められている場合にあっては、当該「平均的な間伐の実施時期の間隔」(複数の間隔が定められている場合にあっては、その最小のもの)とする。なお、市町村森林整備計画において間伐を実施すべき標準的な林齢として一の林齢のみが定められている場合、標準伐期齢以上に係る間伐を実施すべき標準的な林齢について定めのない場合など、T1及びT2が定められない場合にあっては、T1については、一律で10(年間)、T2については、一律で15(年間)とする。

(エ)～(ケ) (略)

(コ) 規則第39条第2項第4号及び第5号に規定する複層林施業森林(択伐複層林施業森林を除く。)において実施される伐採とは、森林を裸地化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。

①・② (略)

また、同項第4号に規定する当該森林経営計画の期間内に

において計画対象森林（択伐以外の複層林施業森林（人工植栽に係る森林又は根株における発芽による更新が可能なものとして市町村森林整備計画に定められている樹種が生育している森林その他更新が確実と見込まれる森林に限る。）に限る。）で伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の10分の7以下とする旨の基準は、当該伐採が計画されている森林ごとに適用する。同項第5号に規定する計画的伐採対象森林（複層林施業森林に限る。）のうち、主伐としてその立木を伐採することとされているものにつき、樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとに当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の2分の1以上（択伐による複層林施業森林にあつては10分の7以上）維持しなければならないとする旨の基準は、当該伐採が計画されている森林ごとに適用する。

イ 法第11条第5項第3号に規定する市町村森林整備計画に照らして適当であると認められることとは、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

①～⑤ （略）

⑥ 区域計画において、計画対象森林の全てが一の一体整備相当区域内に所在していること

ウ～カ （略）

### 3 森林経営計画の変更

(1) 法第12条第1項第1号に規定する認定森林所有者等が計画対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合又は計画対象森林以外の森林であつて令第3条第2号で定める基準に適合するもの（林班計画にあつては林班計画の対象森林が所在する林班内の森林、区域計画にあつては区域計画の対象森林が所在する一体整備相当区域内の森林、属人計画にあつては認定請求書が、自ら所有し又は森林所有者から森林の経営の委託を受けている森林をいう。）につき新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合とは、次に掲げる場合である。

において計画対象森林（択伐以外の複層林施業森林（人工植栽に係る森林又は根株における発芽による更新が可能なものとして市町村森林整備計画に定められている樹種が生育している森林その他更新が確実と見込まれる森林に限る。）に限る。）で伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の10分の7以下とする旨の基準は、当該伐採が計画されている森林ごとに適用する。同項第5号に規定する計画的伐採対象森林（複層林施業森林に限る。）のうち、主伐としてその立木を伐採することとされているものにつき、樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとに当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の2分の1以上（択伐による複層林施業森林にあつては10分の7以上）維持しなければならないとする旨の基準は、当該伐採が計画されている森林ごとに適用する。

イ 法第11条第5項第3号に規定する市町村森林整備計画に照らして適当であると認められることとは、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

①～⑤ （略）

（新設）

ウ～カ （略）

### 3 森林経営計画の変更

(1) 法第12条第1項第1号に規定する認定森林所有者等が森林経営計画の対象とする森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合又は森林経営計画の対象とする森林以外の森林であつて、令第3条第2号で定める基準に適合するもの、すなわち、

① 規則第33条第1号に掲げる場合に該当する森林経営計画（属地計画）にあつては、計画対象森林が所在する林班

② 規則第33条第2号に掲げる場合に該当する森林経営計画（属人計画）にあつては、認定請求者が、自ら所有し又は森林所有者から森林の経営の委託を受けている森林

ア 計画対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合

(ア)～(ウ) (略)

イ 新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合

(ア)～(ウ) (略)

これらの場合には、当該計画対象森林のうち、認定森林所有者等が、自ら森林の経営を行わなくなった森林に係る部分を削除し、又は新たに森林の経営を行うことになった森林を追加するほか、それ以外の部分の森林についての森林の経営の内容についても必要に応じ所要の変更をすることとされている。

ただし、計画的な森林の施業又は保護を実施することが、困難又は不適當である森林、具体的には、

- ① 当該森林の土地が湿地であることその他その土地における立木の更新が著しく困難であると認められている森林
- ② 森林経営計画の計画期間内において、当該森林が立木の生育に供されなくなることが明らかであると認められる森林については、法第12条第1項第1号に掲げる場合に該当しないものと運用して差し支えない。

また、法第12条第1項第1号に掲げる場合の計画の変更の手続は、規則第42条第1項の規定により義務的変更を行わなければならない日から30日以内に変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出しなければならない。この場合の変更認定の請求をする者は、義務的変更が必要となった森林経営計画の認定森林所有者等である。

したがって、当該森林経営計画が共同の森林経営計画である場合にあっては、その全ての認定森林所有者等が共同連名で変更認定の請求を行わなければならない。ただし、認定森林所有者等の一部がアの(イ)又は(ウ)に掲げる場合に該当して森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者でなくなった場合は、これを除く全ての認定森林所有者等が、森林所有者でなくなった者が所有してい

につき新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合とは、次に掲げる場合である。

ア 対象とする森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合

(ア)～(ウ) (略)

イ 新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合

(ア)～(ウ) (略)

これらの場合には、当該森林経営計画の対象としていた森林のうち、認定森林所有者等が、自ら森林の経営を行わなくなった森林に係る部分を削除し、又は新たに森林の経営を行うことになった森林を追加するほか、それ以外の部分の森林についての森林の経営の内容についても必要に応じ所要の変更をすることとされている。

ただし、計画的な森林の施業又は保護を実施することが、困難又は不適當である森林、具体的には、

- ① 当該森林の土地が湿地であることその他その土地における立木の更新が著しく困難であると認められている森林
- ② 森林経営計画の計画期間内において、当該森林が立木の生育に供されなくなることが明らかであると認められる森林につき新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合は、法第12条第1項第1号に掲げる場合に該当しないものと運用して差し支えない。

また、法第12条第1項第1号に掲げる場合の計画の変更の手続は、規則第42条第1項の規定により義務的変更を行わなければならない日から30日以内に変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出しなければならない。この場合の変更認定の請求をする者は、義務的変更が必要となった森林経営計画の認定森林所有者等である。

したがって、当該森林経営計画が共同の森林経営計画である場合にあっては、その全ての認定森林所有者等が共同連名で変更認定の請求を行わなければならない。ただし、認定森林所有者等の一部がアの(イ)又は(ウ)に掲げる場合に該当して森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者でなくなった場合は、これを除く全ての認定森林所有者等が、森林所有者でなくなった者が所有してい

た森林及び森林の経営の委託を受けなくなった者が当該委託を受けていた森林を計画対象森林から除く変更の認定請求をすれば足りる。この場合、アの(イ)又は(ウ)に掲げる場合に該当して当該義務的変更が必要な計画対象森林について新たに森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、法第12条第2項(自主的変更)の規定に基づき、森林所有者でなくなった者が所有していた森林及び森林の経営の委託を受けなくなった森林を引き継ぐ形で変更の認定を受けた場合にあつては、義務的変更の手続を省略することができる。

(2) 法第13条の規定による通知は、次に掲げる場合にするものとする。

ア 法第11条第5項第2号イの農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準又は同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準が変更されたため、森林経営計画の内容が当該基準に適合しなくなったと認められる場合

イ・ウ (略)

エ (1)のア又はイに掲げる場合に該当することとなったにもかかわらず、認定森林所有者等が森林経営計画の変更について認定の請求をしないと認められる場合

(3) 法第12条第2項に該当する変更の認定請求は、当該森林経営計画において伐採(間伐を含む。)等の森林の施業又は保護を行うこととされていなかった森林につき新たに伐採(間伐を含む。)等の森林の施業又は保護を実施することとする場合、認定森林所有者等以外の者が新たに計画に参画する場合その他必要な場合に行うことができるものとする。

なお、計画対象森林における継続的な森林施業及び保護の実施による持続的な森林の経営を確保するとともに、森林経営計画制度の実効性を確保するため、一旦認定された計画対象森林については、継続して当該森林経営計画の対象森林とするよう指導することとする。

(4)・(5) (略)

4 (略)

た森林及び森林の経営の委託を受けなくなった者が当該委託を受けていた森林を計画対象森林から除く変更認定の請求を行えば足りる。この場合、アの(イ)又は(ウ)に掲げる場合に該当して当該義務的変更が必要な森林経営計画の計画対象森林について新たに森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、法第12条第2項(自主的変更)の規定に基づき、当該森林所有者でなくなった者が所有していた森林及び森林の経営の委託を受けなくなった森林を引き継ぐ形で変更の認定を受けた場合にあつては、義務的変更の手続を省略することができる。

(2) 法第13条の規定による通知は、次に掲げる場合にするものとする。

ア 法第11条第5項第2号イの農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準又は同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準が変更されたため、当該森林経営計画の内容が当該基準に適合しなくなったと認められる場合

イ・ウ (略)

エ (1)のア又はイに掲げる場合に該当することとなったにもかかわらず、認定森林所有者等が森林経営計画の変更について認定の請求をしないと認められる場合

(3) 法第12条第2項に該当する変更の認定請求は、当該森林経営計画において伐採(間伐を含む。) をすることとされていなかった森林につき新たに伐採(間伐を含む。)をすることとする場合、認定森林所有者等以外の者が新たに計画に参画する場合その他必要な場合に行うことができるものとする。

(4)・(5) (略)

4 (略)

## 5 森林経営計画の遵守

法第14条に規定する森林経営計画の遵守違反に対しては、本制度の趣旨に照らし罰則はない。しかし、遵守違反は認定の取消事由に当たるので、この判定いかんが本制度の運用に重要な意味をもつことになる。したがって、その判定基準については次のようにすることとする。

(1)～(3)

また、同条に規定するその他やむを得ない理由による場合とは、実測により実行量と計画量との間に誤差を生じた場合のほか、法令に基づく処分によりその森林の経営が義務づけられた場合等であって、森林経営計画の変更の認定請求をする十分な時間がなかった場合が考えられる。これ以外に令第3条第1号に基づき農林水産大臣が告示に定める基準に従って、市町村の長が指定した森林のうち計画期間内に立木の生育に供されなくなることが明らかなものに該当する伐採（林道等の開設のための支障木の伐採又は治山事業の実施に伴う伐採）など規則第36条第1号ニに規定する「計画的な森林施業を行うこととされていない森林」の伐採は、規則第38条第1項第1号、第2号又は第6号から第8号まで（規則第40条において適用することとされる場合を含む。）との関係で不整合が生じても法第14条のその他やむを得ない理由による場合を含めることとする。

なお、当該施業及び保護を実施できなかったことが法第14条の「災害その他やむを得ない理由による場合」に該当するか否かは、被害の発生状況、被害の発生時期、当該施業の実施時期等によって判断することとなるが、復旧のため行う施業であっても、森林経営計画を変更するのに十分な時間が経過した後において当該森林経営計画の変更の認定請求をせずに行った場合には遵守義務違反となる場合もあるので留意すること。

## 6 (略)

## 7 認定の取消し

(1) 法第16条の認定の取消しは、森林経営計画制度の実効性を確保

## 5 森林経営計画の遵守

法第14条に規定する森林経営計画の遵守違反に対しては、本制度の趣旨に照らし罰則はない。しかし、遵守違反は認定の取消事由に当たるので、この判定いかんが本制度の運用に重要な意味をもつことになる。従って、その判定基準については次のようにすることとする。

(1)～(3)

また、同条に規定するその他やむを得ない理由による場合とは、実測により実行量と計画量との間に誤差を生じた場合のほか、法令に基づく処分によりその森林の経営が義務づけられた場合等であって、森林経営計画の変更につき認定を請求する十分な時間がなかった場合が考えられる。これ以外に令第3条第1号に基づき農林水産大臣が告示に定める基準に従って、市町村の長が指定した森林のうち計画期間内に立木の生育に供されなくなることが明らかなものに該当する伐採（林道等の開設のための支障木の伐採又は治山事業の実施に伴う伐採）など規則第36条第1号ニに規定する「計画的な森林施業を行うこととされていない森林」の伐採は、規則第38条第1項第1号、第2号又は第6号から第8号まで（規則第40条において適用することとされる場合を含む。）との関係で不整合が生じても法第14条のその他やむを得ない理由による場合を含めることとする。

なお、当該施業及び保護を実施できなかったことが法第14条の「災害その他やむを得ない理由による場合」に該当するか否かは、被害の発生状況、被害の発生時期、当該施業の実施時期等によって判断することとなるが、復旧のため行う施業であっても、森林経営計画を変更するのに十分な時間が経過した後において当該森林経営計画の変更につき認定の請求をせずに行った場合には遵守義務違反となる場合もあるので留意すること。

## 6 (略)

## 7 認定の取消し

(1) 法第16条の認定の取消しは、森林経営計画制度の実効性を確保

するための最終的な措置であるから、努めてそのような事態が発生しないよう事前の指導に万全を期すこととする。

特に、間伐及び主伐の合理化に関する基準となる規則付録第2の算式により算出される面積及び規則付録第3の算式により算出される材積については、森林経営計画の認定時等に認定森林所有者等に周知するとともに、当該基準に適合した間伐等が行われるよう適切な指導及び助言を行うこととする。

(2) (略)

(3) (1)及び(2)の指導にもかかわらず、当該森林経営計画の実行が確保されると認められない場合には、厳正に認定の取消しを行うものとする。

(4) (略)

8 (略)

9 様式

(1)・(2) (略)

(3) 森林経営計画の添付書類等

規則第37条第1項第1号の添付図面の様式は特に定めないが、当該計画対象森林の各林分の位置、地形、作業路網等の整備状況及び今後の整備の予定並びに当該計画対象森林のうち主伐を行う森林の当該主伐の時期ごとの区域について明示するものとする。また、作業路網等の整備状況とあわせて、搬出を伴う間伐を行う森林の区域とともに、必要に応じてその区域内の作業システムを、適宜森林をとりまとめて明示するものとする。

(4)～(10) (略)

II 森林保健機能増進計画を森林経営計画の全部又は一部として定める場合

(略)

1 (略)

2 森林経営計画の認定

(1) 認定基準

するための最終的な措置であるから、努めてそのような事態が発生しないよう事前の指導に万全を期すこととする。

(2) (略)

(3) (1)及び(2)の指導にもかかわらず、当該森林経営計画の実行が確保されると認められない場合には、厳正に認定の取消し処分を行うものとする。

(4) (略)

8 (略)

9 様式

(1)・(2) (略)

(3) 森林経営計画の添付書類等

規則第37条第1項第1号の添付図面の様式は特に定めないが、当該森林経営計画の対象とする森林の各林分の位置、地形、作業路網等の整備状況及び今後の整備の予定並びに当該森林経営計画の対象とする森林のうち主伐を行う森林の当該主伐の時期ごとの区域について明示するものとする。また、作業路網等の整備状況とあわせて、搬出を伴う間伐を行う森林の区域及びその区域内の作業システムを、適宜森林をとりまとめて明示するものとする。

(4)～(10) (略)

II 森林保健機能増進計画を森林経営計画の全部又は一部として定める場合

(略)

1 (略)

2 森林経営計画の認定

(1) 認定基準

ア (略)

イ 特別措置法第6条第3項第2号に規定する計画対象森林の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であることとは、「計画対象森林のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率」が森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成元年農林水産省令第18号。以下「施行規則」という。）付録第1の算式により算定される比率以下であることとする。なお、総量規制の適用に当たっては、長官通知第3の2に留意すること。

3～6 (略)

7 様式

(1)～(3)

(4) 森林経営計画の変更に関する通知書

法第13条の森林経営計画の変更に関する通知書の様式の模範例は、付録10のとおりとする。

(5) 着手届及び完了届

森林保健施設の着手届及び完了届の様式の模範例は、付録11のとおりとする。

(6) 調書

2の(3)に規定する調書の様式の模範例は、付録12のとおりとする。

ア (略)

イ 特別措置法第6条第3項第2号に規定する計画対象森林の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であることとは、「計画対象森林のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率」が森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成元年農林水産省令第18号。以下「施行規則」という。）附録第一の算式により算定される比率以下であることとする。なお、総量規制の適用に当たっては、長官通知第3の2に留意すること。

3～6 (略)

7 様式

(1)～(3)

(4) 森林経営計画の変更に関する通知書

法第13条の森林経営計画の変更に関する通知書の様式の模範例は、付録10のとおりとする。

(5) 着手届及び完了届

森林保健施設の着手届及び完了届の様式の模範例は、付録11のとおりとする。

(6) 調書

2の(3)に規定する調書の様式の模範例は、付録12のとおりとする。



(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行																																
<p>付録1 森林法施行規則第34条の森林経営計画書の様式 (表紙)</p> <p style="text-align: center;">森林経営計画書 (<u>林班計画・区域計画・属人計画</u>) (<u>単独・共同</u>)</p> <p>1. 計画期間  <div style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">(</span> <span style="font-size: 2em;">)</span> </div> </p> <p>2. <u>計画対象森林の所在等</u></p> <p style="text-align: right;">(単位: ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">計画対象森林の所在等</th> <th colspan="2">計画対象森林面積</th> </tr> <tr> <th>所在</th> <th>面積</th> <th></th> <th>うち人工林</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">他の森林経営計画の対象森林との重複状況</th> </tr> <tr> <th>認定権者</th> <th>認定番号</th> <th>計画対象森林面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載注意事項)</p> <p>1. <u>表題の次の括弧については、林班計画、区域計画又は属人計画の計画の種類別の別、及び単独又は共同による認定請求者の別(林班計画及び区域計画に限る。)</u>について、該当するものに○をつける。</p> <p>2.・3. (略)</p>	計画対象森林の所在等		計画対象森林面積		所在	面積		うち人工林					計				他の森林経営計画の対象森林との重複状況			認定権者	認定番号	計画対象森林面積				計			<p>付録1 森林法施行規則第34条の森林経営計画書の様式 (表紙)</p> <p style="text-align: center;">森林経営計画書</p> <p>1. 計画期間  <div style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">(</span> <span style="font-size: 2em;">)</span> </div> </p> <p>2. <u>対象森林を含む小流域(林班又は隣接する複数林班)の所在及び面積</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象森林を含む小流域の所在</th> <th>対象森林を含む小流域の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>(注) 1. <u>共同して森林経営計画を作成した場合にあっては(共同)と、表題の次に記載するものとする。</u></p> <p>2.・3. (略)</p>	対象森林を含む小流域の所在	対象森林を含む小流域の面積		
計画対象森林の所在等		計画対象森林面積																															
所在	面積		うち人工林																														
計																																	
他の森林経営計画の対象森林との重複状況																																	
認定権者	認定番号	計画対象森林面積																															
計																																	
対象森林を含む小流域の所在	対象森林を含む小流域の面積																																

4. 「計画対象森林の所在等」の「所在」には、林班計画においては計画対象森林を含む市町村名及び林班番号、区域計画においては計画対象森林を含む市町村名及び一体整備相当区域名、属人計画においては計画対象森林を含む市町村名を記載する。

「計画対象森林の所在等」の「面積」には、林班計画に限って小流域（林班又は隣接する複数林班）の合計面積を記載し、当該面積の内数として令第3条第1号に定める農林水産大臣の定める告示に従い、市町村の長が認定に際して指定する合計面積を括弧を付して記載する。

「計画対象森林面積」には、計画対象森林の合計面積を記載し、当該面積の内数として令第3条第1号に定める農林水産大臣の定める告示に従い、市町村の長が認定に際して指定する合計面積を括弧を付して記載する。また、計画対象森林の面積の内数として人工林の合計面積を記載する。

5. 「他の森林経営計画の対象森林との重複状況」には、計画対象森林が他の森林経営計画の対象森林に含まれている場合に、当該森林経営計画の認定権者、認定番号及び計画対象森林の合計面積を記載する。なお、当該欄の記載は、他の計画事項に係る変更認定請求をする際にあわせて変更することとして差し支えない。

(本文)

- 1 森林の経営に関する長期の方針  
(1)～(4) (略)

2 森林の現況及び伐採計画等

(1) 森林の現況及び伐採計画等

所在場所				計画的伐採対象森林	森林の区分等	(1) 森林の現況						(2) 伐採計画					(3) 造林計画					(4) 保育計画	(5) 保護計画	備考			
都道府村	市	字	地番			面積 (h)	人工林天然林	樹種又は林相	樹高 (m)	林	立木材積 (m <sup>3</sup> )	施業履歴	摘要	時期	主伐間伐別	計画的間伐対	伐採方法	伐採面積 (h)	伐採可能材積	伐採立木材積	時期				造林方	造林樹	造林面積 (h)

4. 対象森林を含む小流域（林班又は隣接する複数林班）の所在欄には、市町村名、林班番号を記載する。対象森林を含む小流域の面積欄には、森林簿上の林班又は隣接する複数林班の面積合計を記載する。なお、令第3条第1号に定める農林水産大臣の定める告示に従い、対象森林を含む小流域の面積の内数として市町村の長が認定に際して指定する面積は、括弧を付して赤書きとする。

(新設)

(本文)

- 1 森林の経営に関する長期の方針  
(1)～(4) (略)

県 (郡)	字	林の内外の別の別	益的機能別施業森林等の区分	業方法等 (a)	の別	(m)	齢	伐		伐		象森林の内外の別の別	伐採伐等の別の別	の他 (a)	(m <sup>3</sup> )	(m <sup>3</sup> )	法	種 (a)	/ha	要	
								時期	面積(ha)	時期	面積(ha)										
合 計																					

(記載注意事項)

1. 森林所在場所の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合又は森林の現況は同じであるが森林経営計画の期間内の施業及び保護を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する。(その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)
2. 計画的伐採対象森林の内外の別の別については、計画対象森林のうち規則第36条第1号イからニまでに定める除外森林以外の森林について「内」と記載する。
3. 森林の区分等の欄の公益的機能別施業森林等の区分の欄には、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあっては(水)、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあっては(土)、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあっては(快)、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林にあっては(保)、木材の生産機能の維持増進を図るための森林にあっては(木)、その他の公益的機能別施業森林にあっては(他)と記載する。
4. 森林の区分等の欄の施業方法等の欄には、市町村森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林の区域のうち、伐期の延長を推進すべき森林にあっては(延)、複層林施業を推進すべき森林(択伐による複層林施業を推進すべき森林を除く。)にあっては(複)、択伐による複層林施業を推進すべき森林にあっては(択複)、長伐期施業を推進すべき森林にあっては(長)と記載し、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあっては(育)と記載する。
5. 森林の現況の欄(面積の欄及び人工林天然林の別の欄を除く。)、伐採計画の欄及び造林計画の欄には、複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあっては上層木、下層木等の層ごとに区分して、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあっては特定広葉樹の樹種と一般樹種(規則第39条第2項第7号に規定する一般樹種をいう。)とに区分して、それぞれ複数の段に分けて記載する。
6. 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。
7. 材積の記載は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
8. 本数の記載は、ヘクタール当たりの本数を記載する。
9. 樹種又は林相の欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあっては(針)と、広葉樹林にあっては(広)と、混交林にあっては(混)と、竹林にあっては(竹)と、未立木地にあっては(未)と、伐採跡地にあっては(跡)と、湿地、風衝地等の更新困難地にあっては、(湿困)、(風困)等と記載する。

10. 樹高は、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林の人工林について記載する。
11. 林齢は、更新年度を第1年として計算するものとする。年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等で、林齢の区分が明確な森林にあっては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。林齢の区分が明確でない森林については、林齢は、その異なる立木の年齢の平均値とし、あわせてその異なる年齢の範囲を併記する。
12. 施業履歴の欄の間伐の欄には、森林経営計画の始期前10年以内に実施された間伐について、その実施の時期及び面積を記載する。施業履歴の欄の主伐の欄には、森林経営計画の始期前5年以内に実施された主伐について、その実施の時期及び面積を記載する。
13. 森林の現況の欄の摘要の欄には、地域森林計画において要整備森林とされている森林、市町村森林整備計画において立木の伐採方法を特定されている森林、法第10条の10第2項の規定により要間伐森林である旨が通知されている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林その他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。
14. 主伐及び造林の時期は、1年間を超えない期間とする。この際、森林経営計画の対象とする森林の森林所有者が租税特別措置法第30条の2の適用を受けようとする個人である場合にあっては暦年ごとに区分する。
15. 計画的間伐対象森林の内外の別の欄には、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るもの（一箇所当たり0.3ヘクタール以下のものを除く。）であって計画期間内に主伐が予定されておらず、樹冠疎密度が10分の8以上の森林について計画の始期において標準伐期齢未満の森林にあっては過去5年以上、標準伐期齢以上の森林にあっては過去10年以上間伐の履歴のない森林を参考に、「内」と記載する。
16. 伐採方法の欄の皆伐択伐等の別の欄には、間伐にあっては単木、列状等選木方法を記載する。また、伐採方法の欄のその他の欄には、択伐率、間伐率等を記載する。
17. 伐採可能材積の欄には、規則付録第三の算式により算出される材積を記載する。
18. 造林方法の欄には、人工造林、ぼう芽更新、天然下種更新等を記載する。なお、再造林の場合は（再）と、拡大造林の場合は（拡）と記載する。また、天然更新補助作業を行う場合は（補助）と記載する。
19. 造林計画の欄の摘要の欄には、伐採後に更新が確保されいなかった場合の植栽樹種及び規則で定める植栽本数を植栽する旨、記載する。
20. 保育計画の欄には、下刈り、つる切り、除伐等の保育の種類を記載する。
21. 保護計画の欄には、森林の保護のための伐採について、その時期と面積を記載する。  
(新設)
22. 備考欄には、地域森林計画において要整備森林とされている場合には、同計画に定められている実施すべき伐採及び造林の時期を、法第10条の10第2項の規定により要間伐森林である旨が通知されている場合には同項の規定による通知に定められている実施すべき間伐又は保育の時期を記載する。  
また、災害による被災森林について復旧の施業を行うために当該施業に先だって行う計画変更にあってはその旨を、災害その他やむを得ない理由により森林経営計画において定められている施業及び保護ができなかった場合又は当該森林経営計画において定められていない施業及び保護を行った場合には、その旨を記載する。さらに、主伐を計画する森林がある場合は、通し番号を記載し、別途添付する当該森林の区域を示した図面における表示と一致させる。  
市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林又は択伐による複層林施業を推進すべき森林とされている森林について人工植栽をしようとする場合には、規則で定める植栽本数を植栽する旨を記載する。
23. (略)  
(新設)

## 2 森林の現況及び伐採計画等

### (1) 森林の現況及び伐採計画等

所在 場所	森林 所有者	計 画的 伐 採	森 林 の 区 分	(1) 森林の現況						(2) 伐採計画					(3) 造林計画					(4) 保 育 計 画	(5) 保 護 計 画	計 画 対 象 森 林	備 考					
				面	人 工 林	樹 種 又	樹 林	立 材	施 業 履 行	摘	時	主 伐 間	計 画的	伐 採 方	伐 採 面	伐 採 立	時	造 林	造 林					造 林 面	植 栽 本	摘		
都 道	市 町	字 地																										



7. 「材積」の記載は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
8. 「本数」の記載は、ヘクタール当たりの本数を記載する。
9. 「樹種」又は「林相」には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあつては（針）と、広葉樹林にあつては（広）と、混交林にあつては（混）と、竹林にあつては（竹）と、未立木地にあつては（未）と、伐採跡地にあつては（跡）と、湿地、風衝地等の更新困難地にあつては、（湿困）、（風困）等と記載する。
10. 「樹高」は、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林の人工林について記載する。
11. 「林齢」は、更新年度を第1年として計算するものとする。年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等で、林齢の区分が明確な森林にあつては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。林齢の区分が明確でない森林については、林齢は、その異なる立木の年齢の平均値とし、あわせてその異なる年齢の範囲を併記する。
12. 「施業履歴」の「間伐」には、森林経営計画の始期前10年以内に実施された間伐について、その実施の時期及び面積を記載する。「施業履歴」の「主伐」には、森林経営計画の始期前5年以内に実施された主伐について、その実施の時期及び面積を記載する。
13. 「森林の現況」の「摘要」には、地域森林計画において要整備森林とされている森林、市町村森林整備計画において立木の伐採方法を特定されている森林、法第10条の10第2項の規定により要間伐森林である旨が通知されている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林その他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。
14. 主伐及び造林の時期は、1年間を超えない期間とする。この際、計画対象森林の森林所有者が租税特別措置法第30条の2の適用を受けようとする個人である場合にあつては暦年ごとに区分する。
15. 「計画的間伐対象森林の内外の別」には、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るもの（一箇所当たり0.3ヘクタール以下のものを除く。）であつて計画期間内に主伐が予定されておらず、樹冠疎密度が10分の8以上の森林について計画の始期において標準伐期齢未満の森林にあつては過去5年以上、標準伐期齢以上の森林にあつては過去10年以上間伐の履歴のない森林を参考に、（内）と記載する。
16. 「伐採方法」の「皆伐択伐等の別」には、間伐にあつては単木、列状等選木方法を記載する。また、「伐採方法」の「その他」には、択伐率、間伐率等を記載する。  
（削る。）
17. 「造林方法」には、人工造林、ぼう芽更新、天然下種更新等を記載する。なお、再造林の場合は（再）と、拡大造林の場合は（拡）と記載する。また、天然更新補助作業を行う場合は（補助）と記載する。
18. 「造林計画」の「摘要」には、伐採後に更新が確保されていなかった場合の植栽樹種及び規則で定める植栽本数を植栽する旨、記載する。
19. 「保育計画」には、下刈り、つる切り、除伐等の保育の種類を記載する。なお、保育計画については、当該欄における箇所別の記載のほか、下段の「摘要」に保育の種類別の計画面積の総量を記載しても差し支えない。
20. （略）
21. 「計画対象森林の追加時期」には、計画期間中に新たに追加する計画対象森林について、当該追加に係る森林経営計画の変更の認定請求をする年月日を記載する（当該変更認定請求の時点で他の森林経営計画の対象となっていない森林に限る。）。
22. 「備考」には、地域森林計画において要整備森林とされている場合には、同計画に定められている実施すべき伐採及び造林の時期を、法第10条の10第2項の規定により要間伐森林である旨が通知されている場合には同項の規定による通知に定められている実施すべき間伐又は保育の時期を記載する。  
また、災害による被災森林について復旧の施業を行うために当該施業に先だつて行う計画変更にあつてはその旨を、災害その他やむを得ない

理由により森林経営計画において定められている施業及び保護ができなかった場合又は当該森林経営計画において定められていない施業及び保護を行った場合には、その旨を記載する。さらに、主伐を計画する森林がある場合は、通し番号を記載し、別途添付する当該森林の区域を示した図面における表示と一致させる。

市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林又は択伐による複層林施業を推進すべき森林とされている森林について人工植栽をしようとする場合には、規則で定める植栽本数を植栽する旨を記載する。

他の森林経営計画に含まれる計画対象森林がある場合は（重複）と記載する。なお、他の森林経営計画が複数ある場合は、認定番号を付記するなどして重複する森林経営計画が判別できるように記載する。

令第3条第1号に定める農林水産大臣の定める告示に従い、市町村の長が認定に際して指定する森林は、（一体整備相当森林外）と記載する（同告示第3号の規定に該当するものを除く。）。

23. (略)

24. 下段の「摘要」には、必要に応じて保育計画を記載するほか計画に関して特記すべき事項を記載する。

(2) 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育その他の施業の計画

(表、略)

(記載注意事項)

1. 地域森林計画において要整備森林とされている森林及び法第10条の10第2項の規定により要間伐森林である旨が通知されている森林の間伐、保育その他の施業の計画を記載する。
2. 「所在場所」の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合又は森林の現況は同じであるが森林経営計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを「地番」に併記する（その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。）。
3. 「施業の区分」には、間伐、保育又はその他と記載する。
4. 「施業の種類」は、保育についてはつる切、除伐等、その他については病虫害の防除等地域森林計画において定められ、又は法第10条の10第2項の規定により通知された実施すべき施業の方法を記載する。
5. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するとともに、施業の種類ごとに細計、施業の区分ごとに小計を、要整備森林又は要間伐森林の別に計を記載する。

(2) 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育その他の施業の計画

(表、略)

(記載注意事項)

1. 地域森林計画において要整備森林とされている森林及び法第10条の10第2項の規定により要間伐森林である旨が通知されている森林の間伐、保育その他の施業の計画を記載する。
2. 森林所在場所の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合又は森林の現況は同じであるが森林経営計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する。（その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。）
3. 施業の区分の欄には、間伐、保育又はその他と記載する。
4. 施業の種類は、保育についてはつる切、除伐等、その他については病虫害の防除等地域森林計画において定められ、又は法第10条の10第2項の規定により通知された実施すべき施業の方法を記載する。
5. 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するとともに、施業の種類ごとに細計、施業の区分ごとに小計を、要整備森林又は要間伐森林の別に計を記載する。

6. (略)

7. 「備考」には、地域森林計画において定められ、又は法第10条の10第2項の規定により通知された実施すべき施業の時期を記載する。

3 (略)

4 森林の経営の共同化に関する事項

(1) 共同して行う森林の経営の長期の方針

(記載注意事項)

共同して実施する森林の施業及び保護その他の共同化に関する方針について記載する。

なお、林班計画又は区域計画を共同して作成する場合にあっては、当該森林経営計画を共同して作成する者からの申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する方針について記載する。

また、林班計画又は区域計画の認定請求者は、当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による森林経営計画への参画に協力する旨を記載する。

一方、属人計画を作成する場合にあっては、属人計画の対象森林を含む林班に所在する森林について自ら森林の経営を行う者からの申出に応じて、当該属人計画の対象森林を含む林班計画を作成する旨を記載する。

6. (略)

7. 備考欄には、地域森林計画において定められ、又は法第10条の10第2項の規定により通知された実施すべき施業の時期を記載する。

3 (略)

4 森林の経営の共同化に関する事項

(1) 共同して行う森林の経営の長期の方針

(記載注意事項)

共同して実施する森林の施業及び保護その他の共同化に関する方針について記載する（共同して森林経営計画を作成する場合にのみ記載する）。

なお、規則第33条第1号に掲げる場合に該当する森林経営計画（属地計画）を共同して作成する場合にあっては、当該森林経営計画を共同して作成する者からの申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する方針について記載するとともに、計画対象森林を含む小流域内の森林所有者による当該森林経営計画（属地計画）への参画に協力する旨を記載する。

また、規則第33条第2号に掲げる場合に該当する森林経営計画（属人計画）を作成する場合にあっては、計画対象森林を含む林班に所在する森林について自ら森林の経営を行う者からの申出に応じて、同条第1号に掲げる場合に該当する森林経営計画（属地計画）を作成する旨を記載する。

(認定請求者ごとの計画期間内の伐採立木材積及び間伐面積等)

(新設 (表の移動))

認定請求者の氏名	計画対象森林の面積(ha)	伐採可能材積(m)	計画期間内の伐採立木材	うち超過伐採材積(m)	計画の間伐対象森林の面	うち単層林の状態に	うち要間伐森林及び	うち標準伐期齢未満	うち標準伐期齢以上	間伐の下限面積(ha)	計画期間内の間伐面積(ha)	うち計画的間伐対象森	うち単層林の状態に	うち要間伐森林(単	うち左記以外の森林	備考



積 (m)	積 (ha)	ある複層林施業森林の面積 (ha)	要整備森林 (単層林状態にある複層林施業森林を除く) の面積 (ha)	の森林 (単層林の状態にある複層林施業森林、要間伐森林及び要整備森林を除く) の面積 (ha)	の森林 (単層林の状態にある複層林施業森林、要間伐森林及び要整備森林を除く) の面積 (ha)	林の面積 (ha)	ある複層林施業森林の面積 (ha)	層林の状態にある複層林施業森林を除く) の面積 (ha)	の面積 (ha)
計									

(記載注意事項)

1. 本表は、計画期間内における認定請求者ごとに伐採立木材積、間伐面積の実施数量を記載し、認定請求者間の合意形成を図ることを目的として作成するものであることから、計画全体で明らかに施業の実施基準を満たす場合など、本表を作成しなくとも認定請求者間の合意形成が図られる場合は省略できる。
2. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。

3. 「材積」は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
4. 「伐採可能材積」には、規則付録第3の算式により算出される材積を記載する。
5. 「計画期間内の伐採立木材積」には、間伐を除く伐採立木材積を記載する。また、当該材積が伐採可能材積を超えるときは、その超える材積を「うち超過伐採材積」に記載する。
6. 「計画的間伐対象森林の面積」には、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るもの（一箇所当たり0.3ヘクタール以下のものを除く。）であって計画期間内に主伐が予定されておらず、樹冠疎密度が10分の8以上の森林の面積について、計画の始期において標準伐期齢未満の森林にあつては過去5年以上、標準伐期齢以上の森林にあつては過去10年以上間伐の履歴のない森林の面積を記載する。また、その内数として、単層林の状態にある複層林施業森林の面積並びにこれ以外の標準伐期齢以上の森林及び標準伐期齢未満の森林に区分し、それぞれの面積を記載する。なお、樹種が異なり標準的な間伐の間隔が異なる場合には、欄を分けて小計を記載するとともに「備考」に樹種を記載する。
7. 「間伐の下限面積」には、規則付録第2の算式により算出される面積を記載する。
8. 林班計画において、認定請求者に区域計画又は属人計画の認定森林所有者等が含まれる場合は、当該者に係る面積の記載（計画対象森林の面積及び間伐の下限面積の記載は除く。）は括弧書とし、計については括弧書で記載された面積を外数とする。この場合、「備考」には区域計画又は属人計画の計画期間を記載する。

(2) 共同して行う森林の経営の種類及びその実施の方法

ア 共同で実施する施業の種類（造林、保育、伐採（間伐を含む）等）

（記載注意事項）

共同で実施することにより、作業の効率化や適期の実施を図る施業の種類及び方法等を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的な森林の施業の実施に努める旨を記載する。

(2) 共同して行う森林の経営の種類及びその実施の方法（共同して森林経営計画を作成する場合にのみ記載する）

ア 共同で実施する施業の種類（造林、保育、伐採（間伐を含む）等）

(削る（表の移動）。)

認定請求者の氏名	計画対象森林の面積 (ha)	伐採可能材積 (m)	計画期間内の伐採立木材積	うち超過伐採材積 (m)	計画的間伐対象森林の面積	うち単層林の状態に	うち要間伐森林及び	うち標準伐期齢未満	うち標準伐期齢以上	計画期間内の間伐面積 (ha)	うち計画的間伐対象森林	うち単層林の状態に	うち要間伐森林（単	うち左記以外の森林	備考

	積 (m)	積 (ha)	ある複層林施業森林の面積 (ha)	要整備森林(単層林状態にある複層林施業森林を除く)の面積 (ha)	の森林(単層林の状態にある複層林施業森林、要間伐森林及び要整備森林を除く)の面積 (ha)	林の面積 (ha)	ある複層林施業森林の面積 (ha)	層林の状態にある複層林施業森林を除く)の面積 (ha)	の面積 (ha)
計									

(記載注意事項)

1. 各項目の数量は、認定請求者ごとに記載する。
2. 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。
3. 材積の記載は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
4. 伐採可能材積の欄には、規則付録第三の算式により算出される材積を記載する。

5. 計画期間内の伐採立木材積の欄には、間伐を除く伐採立木材積を記載する。また、当該材積が伐採可能材積を超えるときは、その超える材積のうち超過伐採材積の欄に記載する。

6. 計画的間伐対象森林の面積の欄には、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るもの（一箇所当たり0.3ヘクタール以下のものを除く。）であって計画期間内に主伐が予定されず、樹冠疎密度が10分の8以上の森林の面積について、計画の始期において標準伐期齢未満の森林にあっては過去5年以上、標準伐期齢以上の森林にあっては過去10年以上間伐の履歴のない森林の面積を記載する。また、その内数として、単層林の状態にある複層林施業森林の面積並びにこれ以外の標準伐期齢以上の森林及び標準伐期齢未満の森林に区分し、それぞれの面積を記載する。なお、樹種が異なり標準的な間伐の間隔が異なる場合には、欄を分けて小計を記載するとともに備考欄に樹種を記載する。

(新設)

7. 認定請求者に規則第33条第2号に掲げる場合に該当する森林経営計画（計画期間内に認定の請求に係る森林経営計画の始期を含むものに限る。）を作成して法に基づく認定を受けた者が含まれる場合は、当該者に係る面積の記載（計画対象森林の面積の記載を除く。）は括弧書とし、計については、括弧書で記載された面積を外数とする。

また、この場合、備考欄には、当該規則第31条第2号に掲げる場合に該当する森林経営計画（属人計画）の計画期間を記載する。

イ 共同で実施する保護の種類  
(記載注意事項)

火災、病虫獣害、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的かつ効果的な森林の保護の実施に努める旨を記載する。

ウ (略)

(3) その他の共同化に関する事項

ア 森林作業道等の施設の設置

(記載注意事項)

森林作業道、土場、作業場等一体として整備することを相当とする森林内に設置する全ての共同利用施設に関し、その設置方法及び利用に関する事項その他(2)に記載された施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置を記載するとともに、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林

イ 共同で実施する保護の種類  
(記載注意事項)

火災、病虫獣害、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組を記載する。

ウ (略)

(3) その他の共同化に関する事項 (全ての計画作成者が記載する)

ア 森林作業道等の施設の設置

(記載注意事項)

森林作業道、土場、作業場等一体として整備することを相当とする森林内に設置する全ての共同利用施設に関し、その設置方法及び利用に関する事項その他(2)に記載された施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置を記載するとともに、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林

の土地の所有者の全員の合意の状況を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して森林作業道等の施設の効率的かつ効果的な設置に努める旨を記載する。

森林作業道については、起点、終点、路線名及び延長（概数）を記載する。

イ 森林作業道等の維持管理  
（記載注意事項）

森林作業道、土場、作業場等一体として整備することを相当とする森林内に存する全ての共同利用施設に関し、その維持管理の方法及び利用に関する事項その他(2)に記載された施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置を記載するとともに、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して森林作業道等の効率的かつ効果的な維持管理に努める旨を記載する。

森林作業道については、番号を付した上で起点、終点、路線名及び延長を記載するとともに、添付書類である規則第37条第1項第1号ロに掲げる事項を表示した図面に当該番号及び線形を記載する。

5 （略）

付録2 森林経営計画の認定の請求をした者に対する認定書の様式

の土地の所有者の全員の合意の状況を記載する。

また、森林作業道については、起点、終点及び路線名を記載する。

イ 森林作業道等の維持管理  
（記載注意事項）

森林作業道、土場、作業場等一体として整備することを相当とする森林内に存する全ての共同利用施設に関し、その維持管理の方法及び利用に関する事項その他(2)に記載された施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置を記載するとともに、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況を記載する。

また、森林作業道については、番号を付した上で起点、終点及び路線名を記載するとともに、添付書類である規則第37条第1項第1号ロに掲げる事項を表示した図面に当該番号及び線形を記載する。

5 （略）

付録2 森林経営計画の認定の請求をした者に対する認定書の様式

森林経営計画認定書

認定番号

年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名 印

平成 年 月 日に認定請求のあった森林経営計画については、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第 号 に掲げる場合に該当し、（森林法（昭和26年法律第249号）第19条第1項の規定に基づき、）これを適当であると認定する。

- (注) 1. (略)  
 2. 市町村長が認定権者となる場合は、本文の「(森林法（昭和26年法律第249号）第19条第1項の規定に基づき、）」を削除する。  
 3. (略)  
 4. 変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載するとともに、本文の「認定請求」の前に「変更」を追記する。

付録3 森林法第13条の森林経営計画の変更に関する通知書の様式

森林経営計画の変更に関する通知書

年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名 印

認定番号第 号をもって認定した森林経営計画が下記のとおり森林法第11条第5項第 号に掲げる要件に適合しなくなったので、同法第13条の規定により森林経営計画を変更するよう通知する。

森林経営計画認定書

認定番号

年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名 印

森林法第11条第1項（第12条第1項、第12条第2項）の規定により、平成 年 月 日に請求のあった森林経営計画については、森林法施行規則第33条第 号に掲げる場合に該当するものであり、これを適当であると認定する。

- (注) 1. (略)  
 (新設)  
 2. (略)  
 3. 変更の場合にあっては表題の次に（変更）と記載し、本文における当該適用条項以外の条項は削除する。

付録3 森林法第13条の森林経営計画の変更に関する通知書の様式

森林経営計画の変更に関する通知書

年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名 印

認定番号第 号をもって認定した森林経営計画が下記のとおり森林法第11条第5項第 号に掲げる要件に適合しなくなったので、同法第13条の規定により森林経営計画を変更するよう通知する。

記

該当条項	理由	備考

(注) 「理由」には、森林法第11条第5項の要件に適合しなくなった内容につき具体的に記入すること。

付録4 森林法第16条の認定の取消通知書の様式

森林経営計画認定の取消通知書

年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名 印

認定番号第 号をもって認定した森林経営計画について下記により認定の取消しをしたので通知する。

記

該当条項	理由	備考

(注) 1. 「理由」には、その取消理由を具体的に記入すること。  
 2. 「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、処分庁に対して異議申立てをすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、

記

該当条項	理由	備考

(注) 理由欄には、森林法第11条第5項の要件に適合しなくなった内容につき具体的に記入すること。

付録4 森林法第16条の認定の取消通知書の様式

森林経営計画認定の取消通知書

年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名 印

認定番号第 号をもって認定した森林経営計画について下記により認定の取消しをしたので通知する。

記

該当条項	理由	備考

(注) 1. 理由欄には、その取消理由を具体的に記入すること。  
 2. 「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、処分庁に対して異議申立てをすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、処分庁を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）旨を記載すること。

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、処分庁を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）旨を記載すること。

付録5 森林経営計画認定簿

付録5 森林経営計画認定簿

(表、略)

(表、略)

(記載注意事項)

(記載注意事項)

1. 共同して作成された森林経営計画の場合は、「森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者」に（共同）と記載し、併せて当該森林経営計画の認定を受けた森林所有者等の氏名を記載する。
2. 森林保健機能増進計画を全部又は一部とする森林経営計画については、「計画の種類」に（保健）と記載する。
3. 第3回以降の変更認定にあつては、必要に応じ様式を追加して記載する。

1. 共同して作成された森林経営計画の場合は、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者欄に「共同」と記載し、併せて当該森林経営計画の認定を受けた森林所有者等の氏名を記載する。
2. 森林保健機能増進計画を全部又は一部とする森林経営計画については、計画の種類欄に「保健」と記載する。
3. 第3回以降の変更認定にあつては、必要に応じ様式を追加して記載する。

付録6 森林経営計画実行簿

付録6 森林経営計画実行簿

森林経営計画実行簿

森林経営計画実行簿

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者名（認定番号）	計画期間	自 年 月 日 至 年 月 日
------------------------------------	------	--------------------

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者名（認定番号）	計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日
------------------------------------	------	------------------

伐採可能材積(m <sup>3</sup> )	間伐の下限面積(ha)
-------------------------	-------------

(新設)

施業種類	時期	計画内容	実施状況	届出月日	不遵守の概要と指導の状況
伐採立木材積(m <sup>3</sup> )	1				
	2				
	3				
	4				
	5				

施業種類	時期	計画内容	実施状況	届出月日	不遵守の概要と指導の状況
伐採立木材積(m <sup>3</sup> )	1				
	2				
	3				
	4				
	5				



	6				
	計			—	
間伐面積 (ha)	—				
造林面積 (ha)	1	-----			
	2	-----			
	3	-----			
	4	-----			
	5	-----			
	6	-----			
	計			—	
うち植栽 (ha)	1	-----			
	2	-----			
	3	-----			
	4	-----			
	5	-----			
	6	-----			
	計			—	
<u>(摘要)</u>					

(記載注意事項)

1. (略)
2. 「伐採可能材積」には、規則付録第3の算式により算出される材積を記載する。
3. 「間伐の下限面積」には、規則付録第2の算式により算出される面積を記載する。
4. (略)
5. 不遵守の概要と指導の状況については、計画どおり実行されなかった箇所の概要、それに対する指導の状況等を記載する（必要に応じて別葉とする。）。
6. 「摘要」には、必要に応じて規則第38条第9号の規定に基づく伐採材積の調整状況について記載するほか、計画の実行を確保する上で特記すべき事項を記載する。

付録7 (略)

付録8 森林法施行規則第9条の書面の様式

(表紙) (付録1の表紙に同じ、略)

	6				
	計			—	
間伐面積 (ha)	—				
造林面積 (ha)	1	-----			
	2	-----			
	3	-----			
	4	-----			
	5	-----			
	6	-----			
	計			—	
うち植栽 (ha)	1	-----			
	2	-----			
	3	-----			
	4	-----			
	5	-----			
	6	-----			
	計			—	

(新設)

(記載注意事項)

1. (略)
- (新設)
- (新設)
2. (略)
3. 不遵守の概要と指導の状況については、計画どおり実行されなかった箇所の概要、それに対する指導の状況等を記載する。（必要に応じて別葉とする。）
- (新設)

付録7 (略)

付録8 森林法施行規則第9条の書面の様式

(表紙) (付録1の表紙に同じ、略)

1～5 (付録1の1～5に同じ。略)

6 森林保健施設の位置、種類規模、配置及び構造並びにその実施時期

(1) 総括表  
(表、略)

- (注) 1. 「小規模分散施設」とは、施行規則別表3の(1)のハの小規模建築物を分散させて建築するものを、「線的施設」とは施行規則別表1の(2)のロの遊歩道等を、「面的施設」とは小規模分散施設及び線的施設以外の森林保健施設をいう。
2. 「小計」及び「計」の面積は、2の表の「面積」及び「伐採面積」の小流域ごとの小計及び計に一致させること。
3. 保安林がある場合には、「備考」に保安林種別面積を記載すること。

(2) 面的施設  
(表、略)

- (注) 1. 「箇所番号」は、計画図等の図面の中に示す森林保健施設の番号と一致させること。
2. 「施設の種類」は、森林保健施設ごとに名称を付して種類を記載し、その森林保健施設内の個別施設の内訳を下段に記載すること。
3. 「面積」は、1箇所の森林保健施設の面積及びその森林保健施設の区域内の個別施設ごと、地番ごとに記載すること。なお、保安林がある場合には、「備考」に保安林種別面積を記載すること。また、個別施設のうち、施行規則別表3の(2)のロに該当する建築物に係る土地の面積は括弧書とすること。なお、植生状態の森林保健施設の場合には、当該建築物の土地以外に非植生状態の土地の部分があるときは、その面積についても区分して括弧書とすること。

1～5 (付録1の1～5に同じ。略)

6 森林保健施設の位置、種類規模、配置及び構造並びにその実施時期

(1) 総括表  
(表、略)

- (注) 1. 小規模分散施設とは施行規則別表3の(1)のハの小規模建築物を分散させて建築するものを、線的施設とは施行規則別表1の(2)のロの遊歩道等を、面的施設とは小規模分散施設及び線的施設以外の森林保健施設をいう。
2. 「小計」欄及び「計」欄の面積は、2の表の「面積」欄及び「伐採面積」欄の小流域ごとの小計及び計に一致させること。
3. 保安林がある場合には、「備考」欄に保安林種別面積を記載すること。

(2) 面的施設  
(表、略)

- (注) 1. 「箇所番号」欄は、計画図等の図面の中に示す森林保健施設の番号と一致させること。
2. 「施設の種類」欄は、森林保健施設ごとに名称を付して種類を記載し、その森林保健施設内の個別施設の内訳を下段に記載すること。
3. 「面積」欄は、1箇所の森林保健施設の面積及びその森林保健施設の区域内の個別施設ごと、地番ごとに記載すること。なお、保安林がある場合には、「備考」欄に保安林種別面積を記載すること。また、個別施設のうち、施行規則別表3の(2)のロに該当する建築物に係る土地の面積は括弧書とすること。なお、植生状態の森林保健施設の場合には、当該建築物の土地以外に非植生状態の土地の部分があるときは、その面積についても区分して括弧書とするこ

4. 小流域の区分ごとの「小計」及び「計」の各欄は、「面積」についてのみ非植生、植生に区分して記載すること。
5. 「非植生・植生別」「傾斜度」「樹冠疎密度」の各欄は、森林保健施設ごとに記載すること。
6. 「構造」の「切土高・盛土高」は、最大高を記載することとし、「その他」には、木造、鉄筋コンクリート、コンクリート舗装、バラス敷、平屋、2階建て等を記載すること。なお、舗装等により土地を被覆する場合には、透水性及び排水処理に配慮した内容について「備考」に記載すること。
7. 「距離」は、隣接する森林保健施設、対象森林の境界又は皆伐箇所までの距離の最小値を記載すること。
8. 「実施時期」は、森林保健施設ごとに、その整備着手年及び整備完了年を記載すること。
9. 保全施設（森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行令（平成2年政令第113号）第1条第1号から第4号までに掲げる施設の保全上必要な施設をいう。）については、各欄に記載するほか、「備考」にその保全の対象とする森林保健施設名を記載すること。
10. 敷地が森林として取り扱われている既存の施設についても本表に記載し、「実施時期」に既設である旨を記載すること。

(3) 小規模分散施設  
(表、略)

- (注) 1. 「箇所番号」、「施設の種類」、「傾斜度」、「距離」及び「実施時期」の各欄については、(2)の(注)のそれぞれに同じ。
2. 「伐採等面積」は、小規模建築物、連絡路等の整備のために立木の伐採又は土地の形質の変更を行う面積を記載すること。
3. 「面積」、「伐採等面積」及び「建築物の建築面積」の各欄は、施設と地番ごとに記載すること。保安林がある場合に

と。

4. 小流域の区分ごとの「小計」及び「計」の各欄は、「面積」欄についてのみ非植生、植生に区分して記載すること。
5. 「非植生・植生別」「傾斜度」「樹冠疎密度」の各欄は、森林保健施設ごとに記載すること。
6. 「構造」欄の「切土高・盛土高」欄は、最大高を記載することとし、「その他」欄には、木造、鉄筋コンクリート、コンクリート舗装、バラス敷、平屋、2階建て等を記載すること。なお、舗装等により土地を被覆する場合には、透水性及び排水処理に配慮した内容について「備考」欄に記載すること。
7. 「距離」欄は、隣接する森林保健施設、対象森林の境界又は皆伐箇所までの距離の最小値を記載すること。
8. 「実施時期」欄は、森林保健施設ごとに、その整備着手年及び整備完了年を記載すること。
9. 保全施設（森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行令（平成2年政令第113号）第1条第1号から第4号までに掲げる施設の保全上必要な施設をいう。）については、各欄に記載するほか、「備考」欄にその保全の対象とする森林保健施設名を記載すること。
10. 敷地が森林として取り扱われている既存の施設についても本表に記載し、「実施時期」欄に既設である旨を記載すること。

(3) 小規模分散施設  
(表、略)

- (注) 1. 「箇所番号」、「施設の種類」、「傾斜度」、「距離」及び「実施時期」の各欄については、(2)の(注)のそれぞれに同じ。
2. 「伐採等面積」欄は、小規模建築物、連絡路等の整備のために立木の伐採又は土地の形質の変更を行う面積を記載すること。
3. 「面積」、「伐採等面積」及び「建築物の建築面積」の各欄は、施設と地番ごとに記載すること。保安林がある場合には

は「面積」及び「伐採等面積」に保安林面積を〔 〕書きとし、「備考」にそれぞれの保安林種別面積を記載すること。

4. 「1 建築物の建築面積」は二段書きとし、上段には建築面積の平均値を記載し、下段には建築面積の最小値及び最大値を最小値～最大値と記載すること。
5. 小流域の区分ごとの「小計」及び「計」は、「面積」及び「伐採等面積」についてのみ記載すること。
6. 連絡路等がある場合は、「備考」に立木を伐採する幅又は土地の形質の変更を行う幅及び延長を記載すること。

#### (4) 線的施設

(表、略)

- (注) 1. 「箇所番号」、「施設の種類」、「面積」、小流域区分ごとの「小計」、「被植生・植生別」及び「傾斜度」の各欄については、(2)の(注)のそれぞれに同じ。
2. 伐採等の幅とは立木を伐採する幅又は土地の形質の変更を行う幅をいう。「伐採等の幅」は二段書きとし、上段には当該幅の平均値を記載し、下段には当該幅の最小値及び最大値を最小値～最大値と記載すること。
  3. 他の森林保健施設の一部を併用する場合には、その重複部分についてはその土地の利用形態に応じてどちらかの施設に計上すること。なお、他の線的森林保健施設と併用する旨及び当該部分の延長を「備考」に記載すること。

(5) (略)

7・8 (略)

付録9 (略)

付録10 森林法第13条の森林経営計画の変更に関する通知書の様式

「面積」欄及び「伐採等面積」欄に保安林面積を〔 〕書きとし、「備考欄」にそれぞれの保安林種別面積を記載すること。

4. 「1 建築物の建築面積」欄は二段書きとし、上段には建築面積の平均値を記載し、下段には建築面積の最小値及び最大値を最小値～最大値と記載すること。
5. 小流域の区分ごとの「小計」欄及び「計」欄は、「面積」欄及び「伐採等面積」欄についてのみ記載すること。
6. 連絡路等がある場合は、「備考」欄に立木を伐採する幅又は土地の形質の変更を行う幅及び延長を記載すること。

#### (4) 線的施設

(表、略)

- (注) 1. 「箇所番号」、「施設の種類」、「面積」、小流域区分ごとの「小計」、「被植生・植生別」及び「傾斜度」の各欄については、(2)の(注)のそれぞれに同じ。
2. 伐採等の幅とは立木を伐採する幅又は土地の形質の変更を行う幅をいう。「伐採等の幅」欄は二段書きとし、上段には当該幅の平均値を記載し、下段には当該幅の最小値及び最大値を最小値～最大値と記載すること。
  3. 他の森林保健施設の一部を併用する場合には、その重複部分についてはその土地の利用形態に応じてどちらかの施設に計上すること。なお、他の線的森林保健施設と併用する旨及び当該部分の延長を備考欄に記載すること。

(5) (略)

7・8 (略)

付録9 (略)

付録10 森林法第13条の森林経営計画の変更に関する通知書の様式

森林経営計画の変更に関する通知書

年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名 印

認定番号第 号をもって認定した森林経営計画が下記のとおり森林法第11条第5項第 号又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法第6条第3項第 号に掲げる要件に適合しなくなったので、森林法第13条の規定により森林経営計画を変更するよう通知する。

記

該当条項	理由	備考

(注) 「理由」には、森林法第11条第5項又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法第6条第3項の要件に適合しなくなった内容につき具体的に記入すること。

付録11 (略)

付録12 (略)

森林経営計画の変更に関する通知書

年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名 印

認定番号第 号をもって認定した森林経営計画が下記のとおり森林法第11条第5項第 号又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法第6条第3項第 号に掲げる要件に適合しなくなったので、森林法第13条の規定により森林経営計画を変更するよう通知する。

記

該当条項	理由	備考

(注) 理由欄には、森林法第11条第5項又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法第6条第3項の要件に適合しなくなった内容につき具体的に記入すること。

付録1 1 (略)

付録1 2 (略)